

川崎市宮前区保健福祉のまちづくり推進会議公募委員選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市宮前区保健福祉のまちづくり推進会議委員公募要綱第5条第2項の規定に基づき、公募委員の選考を行うため、宮前区保健福祉のまちづくり推進会議公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 保健福祉センター所長
- (4) 保健福祉センター副所長
- (5) まちづくり推進部企画課長
- (6) 保健福祉センター担当課長（地域ケア推進担当）

(委員長)

第3条 前条の委員のうち、区長を委員長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉センター（地域ケア推進担当）において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。